

## 第1章 景観形成計画

### 1. 良好な景観の形成のための行為の制限

#### (1) 行為の制限の概要

景観計画では、届出対象となる行為について、それぞれの行為ごとに良好な景観の形成のための行為の制限（景観形成基準）を定めることとされています。これにより、届出対象行為を行う町民や事業者は、その行為の前に届出を行う必要があります。景観法では、景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼす可能性のある行為として、以下のものが定められています。

- ◆建築物の建築等：（法第16条第1項第1号）  
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
- ◆工作物の建設等：（法第16条第1項第2号）  
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
- ◆都市計画法に規定する開発行為：（法第16条第1項第3号）  
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為。
- ◆前述以外で良好な景観形成に支障ある行為として条例で定める行為：（法第16条第1項第4号）  
土石類の採取、土地の開墾及びその他の土地の形質の変更、屋外における物品の堆積、木竹の伐採など。

#### 《行為の届出は、30日以上前に》

届出された内容がそれぞれの行為について定められた景観形成基準に適合していない場合は、30日以内に設計の変更等の必要な措置を申請者に勧告することができることとされており、このため申請者は届出提出後最長30日の間行為に着手することができないこととなります。また、基準に適合せず、かつ申請者が勧告を受け入れようとしなない場合は、景観形成基準のうち「建築物又は工作物の形態意匠の制限（デザイン・色彩）」について、申請者に対して変更命令を行うことができます。変更命令は、届出があった日から30日以内（合理的理由がある場合は90日まで延長可能）に行うこととされています。なお、変更命令に違反した者に対しては、原状回復命令等を行うなどの措置も法律に定められています。

#### (2) 行為の制限の基本方針

景観計画区域内（綾町全域）において、景観の形成に影響を及ぼす一定規模以上の建築物や工作物等の行為の制限については、以下に示す基本方針に沿って行います。

#### 行為の制限に関する基本方針

- 水と緑が豊かな照葉樹林都市である本町において、自然と共生し、心癒される景観や活力ある魅力的な景観、生活に溶け込む景観などの保全と創出を図るため、歴史や文化などこれまでの地域の成り立ちや変遷を考慮したうえで、建築物や工作物等について必要な行為の制限を行い、適切な規制・誘導に努めます。
- まちなみ景観の創出に大きな要素となる建築物及び工作物の配置、規模、形態意匠、緑化などについて、地域の特性を考慮し、全体として調和のとれたものとなるよう努めます。

### (3) 良好な景観の形成のための行為の制限

良好な景観の形成を図るため、以下に示す行為の制限を定めます。届出対象とする地域は景観計画区域内全域とします。また、届出の規模要件に係る地域区分の設定は行わず、景観計画区域内は一定とします。

#### ①建築物の建築等

◇建築物の建築等とは、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をいいます。

◇建築物の建築等に関する届出対象範囲については、規模要件未満の行為であっても景観資源との位置関係や複数の行為が連担するなどの場合は大きく景観を阻害することが考えられるため、届出対象範囲は以下のものとします。

#### ○景観計画区域内の建築物の建築等の行為全て

◇届出対象となる建築物は、良好なまちなみ景観や自然景観を阻害しないものとし、周辺の景観との調和を考慮したもので、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。また、以下に示す建築物の配置・形状及び意匠、素材・色彩、外構については、緑豊かな本町の景観形成に重要なウエイトを占めるため、住民参加により作成される詳細な基準（ガイドライン）に適合するものとします。

景 観 形 成 基 準 方 針	
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の玄関口となる主要な道路、公園・広場、観光施設等の視点場から遠景の照葉樹林の山々や丘陵地の斜面緑地などの眺望を損なわないものとする。</li> <li>・周辺と調和する建築意匠を取り入れた形状・素材・工法・色彩とする。</li> </ul>
建築物の配置・形状及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の巨大感や威圧感を和らげるため、建築デザインに曲線を用いることや勾配屋根を設けるなど、景観に与える威圧感の軽減に努める。</li> <li>・大規模な連続した壁面は避け、分節化を行い周囲の景観に配慮したスケールのものとするように努める。</li> <li>・生垣等を配し、まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状とするように努める。</li> <li>・主要な道路の沿道部分は、セットバック等の形態に配慮し、まちなみのゆとりや開放感及び連続性、眺望性を高める。</li> </ul>
素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の材料は、周囲の山の緑や田園景観、まちなみ景観に調和し、景観的特長の増進に資する素材を用いる。</li> <li>・基調となる色は彩度の低いものを基本とし、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるように努める。</li> </ul>
外 構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内のオープンスペースの確保に努め、花や緑を増やしてうおいのある空間を広げる。また、塀などを設ける場合は、石垣や生垣など本町のまちなみを意識した素材を使用するように努める。</li> <li>・駐車場、空地、沿道には、樹木や花等の緑化による修景を図る。</li> </ul>

## ②工作物の建設等

◇工作物の建設等とは、工作物の建設、築造、又は外観を変更することとなる形状若しくは色彩の変更をいいます。

◇工作物の建設等に関する届出対象範囲については、建築物の建築等と同様に、規模要件未満の行為であっても景観資源との位置関係や複数の行為が連担するなどの場合は大きく景観を阻害することが考えられるため、届出対象範囲は以下のものとします。

垣、柵、擁壁類	○景観計画区域内の工作物の建設等の行為全て
装飾塔、電波塔類	
製造・貯蔵・処理施設	
橋梁、歩道橋、高架道路類	

◇届出対象となる工作物は、良好なまちなみ景観や自然景観を阻害しないものとします。また、工作物は意匠よりも必要とする機能性のみに偏る可能性が高いため、十分に周辺との調和を考慮したもので、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。また、以下に示す工作物の配置・形状及び意匠、素材・色彩、外構については、緑豊かな本町の景観形成に重要なウエイトを占めるため、住民参加により作成される詳細な基準（ガイドライン）に適合するものとします。

景 観 形 成 基 準 方 針	
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の玄関口となる主要な道路、公園・広場、観光施設等の視点場から遠景の照葉樹林の山々や丘陵地の斜面緑地などの眺望を損なわないものとする。</li> <li>・まちなみ景観及び地域・地区の特性に配慮し、良好な景観を阻害しないものとする。</li> </ul>
工作物の配置・形状及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の地形や樹木等の景観要素を阻害しない配置とする。</li> <li>・工作物の巨大感や威圧感を和らげるため、分節化を行うなど、景観に与える威圧感の軽減に努める。</li> <li>・配置、高さ及びデザインは、周辺環境との調和を図る。</li> </ul>
素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の材料は、周囲の山の緑や田園景観、まちなみ景観に調和し、景観的特長の増進に資する素材を用いる。</li> <li>・基調となる色は彩度の低いものを基本とし、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるように努める。</li> </ul>
外 構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観に配慮し、植栽などの緑化に努める。</li> <li>・柵などを設ける場合は、まちなみ景観の向上に資するように配慮する。また、石垣や生垣などまちなみを意識した素材を使用するように努める。</li> <li>・景観を阻害しないよう電柱類の設置や架線に配慮する。</li> </ul>

### ③開発行為

◇開発行為とは、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為をいいます。

◇開発行為に関する届出対象範囲は以下のものとします。

#### ○開発面積が1,000㎡以上のもの

◇届出対象となる開発行為は、眺望景観に及ぼす影響を抑え、人工的な建造物の突出感や違和感を軽減し、周辺の緑の保全及び緑化等によりうるおいと安らぎを与えるもので、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。

##### 景観形成基準方針

- ・ 開発後の土地の地貌及び景観が、周囲の景観と著しく不調和とならないこと。
- ・ 地貌を大きく変化させる連続した法面を生ずる切り盛りを避け、既存の地貌を著しく変更されるものでないこと。
- ・ 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木・樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観が維持されるように努める。
- ・ 開発区域内はできるだけ緑化に努め、周辺においても背景としての効果に配慮した緑化に努める。また、法面を生じた場合は、樹木等により隠ぺいを図り、周囲の景観への影響を低減するように努める。

### ④土石類の採取

◇土石類の採取に関する届出対象範囲は以下のものとします。

#### ○採取面積が1,000㎡以上のもの、又は3mを超える法面を生じるもの

◇届出対象となる土石類の採取は、景観に与える影響が大きい行為であり、採取前と採取後で地貌及び景観が大きく変化するため、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。

##### 景観形成基準方針

- ・ 採取中及び採取後の土地の地貌及び景観が、周囲の景観と著しく不調和とならないこと。
- ・ 変更は、最小限のものとし、既存の地貌を著しく変更されるものでないこと。
- ・ 稜線や行為の結果生じる法面及び頂部などの眺望景観上重要な部分は、既存の地貌・樹木の保全に努める。
- ・ 法面を生じた場合は、植栽等により周囲の景観への影響を低減するように努める。
- ・ 採取後は、周辺及び地域に生育する樹種を基本とした緑化を行い、自然環境及び景観の復元に努める。また、採取区域のうち、周辺部から特に目立つ場所などへは既存樹木の保全や緑化などの措置に努める。

### ⑤土地の開墾及びその他の土地の形質の変更

◇土地の開墾及びその他の土地の形質の変更に関する届出対象範囲については、建築物や工作物と同様に、届出対象範囲は以下のものとします。

#### ○景観計画区域内の土地の開墾及びその他の土地の形質の変更行為全て

◇土地の開墾及びその他の土地の形質の変更は、変更前と変更後で地貌が著しく変化するため、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。

#### 景 観 形 成 基 準 方 針

- ・ 変更後の土地の地貌及び景観が、周囲の景観と著しく不調和とならないこと。
- ・ 変更は、最小限のものとし、既存の地貌を著しく変更されるものでないこと。
- ・ 稜線や行為の結果生じる法面及び頂部などの眺望景観上重要な部分は、既存の地貌・樹木の保全に努める。
- ・ 法面を生じた場合は、植栽等により周囲の景観になじむものとするよう努める。
- ・ 変更後の地貌及び景観が、周囲の景観と不調和である場合には、植栽その他必要な措置を行うことにより、景観に与える影響を低減するように努める。

### ⑥屋外における物品の堆積

◇屋外における物品の堆積とは、屋外において土石、廃棄物、再生資源やその他の物品を一定期間継続して堆積を行う行為をいいます。

◇屋外における物品の堆積に関する届出対象範囲については、建築物や工作物と同様に、届出対象範囲は以下のものとします。

#### ○景観計画区域内の屋外における物品の堆積行為全て

◇屋外における物品の堆積は、自然景観やまちなみ景観に大きく影響するため、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。

#### 景 観 形 成 基 準 方 針

- ・ 道路その他の公共の場から直接見えない位置に集積又は貯蔵し、物品の周囲には空間を確保し、塀等を設置するとともに、その前面には植栽を行うなどの配慮をすること。

### ⑦木竹の伐採

◇木竹の伐採に関する届出対象範囲は以下のものとします。

#### ○皆伐のみを対象とし、木竹の伐採行為全て

◇木竹の伐採は、行為後に山肌が露出し景観に与える影響が大きいため、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。

#### 景 観 形 成 基 準 方 針

- ・ 目的に応じ、伐採が必要最小限のものであること。
- ・ 既存の景観及び地域の景観を著しく損ねるものでないこと。
- ・ 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。

## ⑧届出の適用除外となる行為

◇景観法では、景観計画区域内における届出の適用除外となる行為について定められており、届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為など、法第16条第7項各号に規定されています。また、法第16条第7項第11号の規定では、条例で定める行為についても適用除外となることから、以下に条例に規定する必要がある通常の管理行為等の規模要件を示します。

適用除外の行為	
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設の建築物の建築等</li> <li>・建築物の新築、改築、増築若しくは移転で、当該行為にかかる部分の床面積の合計が20㎡以下のもの</li> <li>・建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更に係る面積が25㎡以下のもの</li> </ul>
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの建設等で、当該行為に係る部分の高さが5m以下のもの</li> <li>・自動車車庫の用途に供する施設の建設等で、当該行為に係る部分の築造面積が20㎡以下のもの</li> <li>・飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設の建設等で、当該行為にかかる部分の築造面積が20㎡以下のもの</li> <li>・電気の供給又は電気通信のための施設の建設等で、当該行為に係る部分の高さが8m以下のもの</li> </ul>
土地の開墾及びその他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業を営むために行う土地の開墾その他の土地の形質の変更</li> <li>・土地の形質の変更に係る土地の面積が300㎡以下であり、かつ高さが1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じないもの</li> </ul>
屋外における物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外における物品の集積又は貯蔵で、その高さが1.5m以下、かつ、その用に供される土地の面積が100㎡以下のもの、又は、集積又は貯蔵の期間が30日（農業を営むための行為を除く）を超えて継続しないもの</li> </ul>
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業を営むために行う木竹の伐採</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観づくりに支障を及ぼすおそれがない行為として、町長が認める行為</li> </ul>

## 2. 景観上重要な建造物及び樹木の指定方針

### (1) 景観重要建造物の指定方針

景観計画では、町民に親しまれ地域の景観の核となる景観上重要な建築物や工作物を景観重要建造物として指定することができます。指定された場合は、建造物の現状変更についての許可が必要となり、管理行為の具体的内容については条例で定める管理の基準に基づくものとなります。

景観重要建造物は、景観という見た目の重要性の観点から指定するため、建物内部は自由に利用可能で、生活上必要な改修についても行うことができます。また、指定された場合は条例により防火などの外観に係る部分について、建築基準法の規制緩和が可能となります。これにより、「住まいつづけながら地域景観上の重要な建造物を維持・継承していく」ことが可能となります。以下に、景観重要建造物の指定の基本方針を示します。

#### 景観重要建造物の指定方針

○景観重要建造物は、町民に親しまれ道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができるもので、建造物及びこれと一体となる敷地等の外観が地域の良好な景観形成に重要であり、歴史的又は文化的に価値が高いと認められるものを指定していきます。指定にあたっては、以下の項目に該当する建造物とします。なお、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定されたものについては指定しないものとします。

- ・優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在で、良好な景観に寄与するもの。
- ・街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で先導的な役割を持つもの。
- ・地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形態として現れているもので、地域を象徴する建造物であるもの。

今後、景観重要建造物を指定するにあたっては、町内に点在する歴史的又は文化的建造物の中から、優れたデザイン、地域のシンボル、街角・アイストップ、地域を象徴する建造物など、それぞれの指定方針に照らし合わせて建造物を抽出し、さらに保存状況や使用状況、建造物周辺の状況など、それぞれの景観要因を検証した上で、建造物の所有者や地域住民及びまちづくり景観委員会等の意見を聴き、総合的な評価を得たものを検討・指定していきます。また、町民への啓発活動についても実施する必要があります。

## (2) 景観重要樹木の指定方針

景観計画では、町民に親しまれ景観上重要な樹木を景観重要樹木として指定することができます。景観重要樹木として指定された場合は、現状変更についての許可が必要となり、管理行為の具体的内容については条例で定める管理の基準に基づくものとなります。また、町や景観整備機構と所有者が管理協定を締結して管理をすることもできます。

以下に、景観重要樹木の指定の基本方針を示します。

### 景観重要樹木の指定方針

○景観重要樹木は、樹高があり樹幹が太く、葉ぶりが良好である単独の樹木又は群を形成している木立で、道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができ、歴史的又は文化的に価値が高いと認められるものを指定していきます。指定にあたっては、以下の項目に該当する樹木及び木立とします。なお、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定されたものについては指定しないものとします。

- ・ 樹高や樹形が地域のシンボリックな存在であり、良好な景観に寄与するもの。
- ・ 街角やアイストップに位置する又は良好な景観の背景となるなど、地域の景観形成に取り組む上で先導的な役割を持つもの。

今後、景観重要樹木を指定するにあたっては、地域のシンボリックな存在、街角やアイストップに位置する樹木など、それぞれの指定方針に照らし合わせて樹木を抽出し、さらに保存状況や周辺の状況、周辺景観特性と一体感を持つものなど、それぞれの景観要因を検証した上で、樹木の所有者や地域住民及びまちづくり景観委員会等の意見を聴き、総合的な評価を得たものを指定します。また、景観重要建造物の指定と同様に、町民への啓発活動についても実施する必要があります。

### 3. 屋外広告物の表示等に関する基本方針

ここでは、景観法第8条第2項第5号のイに規定する景観計画に定めることができる「屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」について、基本方針を掲げその方向性を検討します。

景観形成方針に位置づけている本町の玄関口周辺では、周辺の景観特性と調和した屋外広告物の表示に努めることが重要です。また、市街地の主要道路沿道においても、良好なまちなみ景観を形成するため、周辺の景観を阻害しない統一感のある屋外広告物の表示に努める必要があります。今後は、宮崎県屋外広告物制度に規定する禁止事項等を遵守・活用しつつ、以下に掲げる基本方針に沿った指導を行い、良好な景観の形成に努めます。

#### 屋外広告物の表示等に関する基本方針

- 宮崎県屋外広告物条例の禁止地域等に指定されている地域においては、広告物等の基準を遵守し、良好な景観の形成に努めます。
- 上記以外で、主要地方道宮崎須木線をはじめとした本町の玄関口となる主要な道路及び観光ルートの沿道、特に景観形成上広告物の規制が必要な地域においては、宮崎県屋外広告物条例の禁止地域等に指定されるよう県に働きかけ、良好な景観の形成に努めます。
- 地域や地区の景観形成方針や景観特性を踏まえ、周辺の良好な景観との調和に配慮しつつ、地域のイメージを高める優れたデザインと秩序による屋外広告物の掲出に努めます。
  - ・複数の広告物が連立する場合は、コンパクトに集約することとし、大きさや色彩、方向などを揃え、ある一定の統一感が出るよう配慮する。
  - ・広告物等は敷地内に収め、眺望の妨げや背景との調和を乱さないよう、位置や形状、規模、色彩等に配慮する。
  - ・建築物・工作物と一体感のある意匠・色彩となるよう工夫する。
  - ・安全上の理由等を除き、蛍光色や原色、反射材などの使用を避ける。
  - ・耐久性に優れた素材を用い、定期的な維持管理に努める。
  - ・景観形成上重要な施設の周辺にあっては、当該施設のイメージを損なわないよう掲出位置に配慮するとともに、モニュメント的・シンボルマーク的なものになるようデザインを工夫する。
  - ・広告物の照明については、光害を防止し、必要以上の点滅や回転を避ける。

※参考例：宮崎県屋外広告物制度の禁止地域と規制地域

禁止地域と規制地域						
地域特性	自然環境			都市環境		
	禁止地域			規制地域		
地域区分	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
事業所当たり総量	(自家用広告物に限る。)			(許可基準に該当するものは何でもよい。)		
	10㎡以内	15㎡以内	30㎡以内	50㎡以内	100㎡以内	総量規制なし
主な地域	・自然公園の特別地域 ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・風致地区 ・幹線道路、鉄道とこれらの周囲 ・宮崎空港の周囲、駅前広場 ・信号機、横断歩道の周囲	・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・主要な駅の駅舎	・市及び都市計画区域を有する町の区域のうち用途地域を除く区域	・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・農村地域工業等誘入促進法の工業等誘入地区	・近隣商業地域 ・商業地域	
	(禁止地域と重複する場合は、禁止地域を優先)					

---

---

## 第2章 実現へ向けて

### 1. 関係法令等の横断的な活用

多様で多岐にわたる景観要素を組み立て、良好な景観へと誘導するためには、関係する法律に基づく各種制度を一体的・横断的に活用する必要があります。また、これらの取り組みを継続的に行い、良好な景観の形成を図る総合的な施策の展開に努める必要があります。特に、自然景観に対してその良否を大きく左右する土地利用との連携については、より景観を重視しまたベースとして、基本的な土地利用の推進を図ることが重要です。

#### (1) 景観重要公共施設について

景観計画区域内の道路法による道路、都市公園法による都市計画公園、河川法による河川など良好な景観の形成に重要な公共施設については、その整備に際して、景観法に基づく景観重要公共施設に位置づけ、整備に関する事項を定めて景観特性に配慮した整備を行うことが重要です。

特に本町においては、綾北・綾南の両河川が市街地や田園地区を囲むように流れており、これらの河川を防災性・親水性・多自然性の高い水辺空間として整備を進め、水と緑の豊かな河川景観を形成するとともに、水質浄化や護岸の花壇づくりなど町民との協働による継続的な維持・管理に努めていきます。

#### (2) 既存の緑のストック活用や文化的景観との連携

本町には、山地の照葉樹林はもとより、市街地や田園地域においても寺社林や屋敷林が多く点在しており、良好な景観を形成する上で、重要な役割を担っています。これらの緑に対して、関連計画となる都市計画マスタープランや緑の基本計画との連携を図りつつ、景観法に基づく景観重要樹木の指定、都市計画公園等の施設や民有地などの緑化の促進を検討していきます。また、集落内にある身近な公園等においては、既存の緑のストックとして自治公民館との協力体制のもとで横断的な活用を進めます。さらに、重要な文化的景観については、文化財保護法に基づく文化的景観との連携を図りつつ、保存活用を検討します。

#### (3) 地区計画制度の活用

雄大な照葉樹林に囲まれた本町の景観を創出する中で、歴史的・文化的景観に目を向ける一方で、町民の身近な生活に根ざした景観形成を進めることも重要です。景観法では、地区の計画的な整備と良好な景観の形成が同時に求められる場合、景観地区と同様の仕組みを地区計画に導入することが可能であり、住民の意思による生活環境の整備を目的とした地区計画制度を活用して良好な景観の誘導を図ることを検討します。

## 2. 協働による景観づくり

### (1) 町民や自治公民館、NPO、事業者、行政の協働による景観づくり

これまで主に公共事業として行われていた景観の整備は、これからは景観法に基づき町民や事業者が行う個別の建築行為や地区レベルでの景観環境の改善へと移行していくものと思われます。また、施策の展開が町民の身近なレベルで行われるようになるため、町民、NPO、事業者の行政への参画の機会も拡大します。これに伴い、これまでの一括による整備プログラムの推進から、町民・自治公民館、NPO、事業者など、多くの主体が参画した協議・調整型の景観形成推進方法が中心となり、行政との協働による景観形成への取り組みが重要となります。

特に、自治公民館については、これまでの「花いっぱい運動」など様々な活動の実績を踏まえ、景観形成に関しても個々の町民の景観に対する思いや行動を地区ごとに統括し、また協働に際しての行政との重要なパイプ役となるよう、地区景観の形成に重要な組織として位置づけます。

協働による景観づくりを推進するにあたり、町民や自治公民館、NPOの活動をこれまで以上に発展させ、景観形成の主体として取り組むことが可能となるよう組織の育成を支援します。

事業者においても、自然の恵みとものづくり文化を基調とした総合的な産業観光の活性化を進め、同時に町民の一員として本町の景観に関心を持ち、駐車場や事業所の修景、周辺と調和した屋外広告物の掲示等、良好な景観づくりの取り組みに協働の精神をもって積極的に参加・協力・貢献する必要があります。

本町には、綾北・綾南両河川以外にも、町民に身近で重要な小河川や水路等が多数流れています。これらの水辺に関しても、貴重で身近な水と緑のオープンスペースとして積極的に景観づくりを町民参加のもとで進め、うるおいの創出に努める必要があります。特に、台風や集中豪雨による災害を受けやすい本町では、小河川や水路等の災害復旧においても水辺景観づくりの第一歩として捉え、町民の良好な景観への強い思いと積極的な参加により、災害に強く良好な景観を持つ多自然性の高い水辺空間を創っていく必要があります。

### (2) 景観整備機構の指定

地域で活動するNPO法人や公益法人を景観行政団体が景観整備機構として公的に位置づけ指定し、町民やNPOの主体的な取り組みを支援することができます。また、景観整備機構は所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理を行うことも可能とされています。今後は、本町において景観形成に関するNPO法人や公益法人が景観整備機構となるよう積極的に支援することとします。

### (3) 助成、表彰・認定制度の検討

良好な景観づくりのために必要な行為を行ったと認めるものに対して経費の一部助成を行うとともに、良好な景観の形成に寄与する優良な建造物の認定や町民の発意による優れた景観づくりの活動などに対する表彰制度の創設を検討します。

---

---

### 3. 景観形成重点地区の検討

今後の本町の景観形成を進めるにあたっては、景観形成に重要な役割を担う地区であり、先導的かつ積極的に景観形成を進める必要のある地区を景観形成重点地区として選定し、地区の特性を活かした景観形成への方策を検討します。

### 4. 景観づくりの指針（ガイドライン）の作成

今後は、町民や事業者が景観計画に基づき具体的な景観づくりを進めていく上での指針（ガイドライン）を作成します。このガイドラインは、広く町民の参画のもとに作成するもので、個別の景観づくりに関して詳細な考え方を示し、本計画を運用する上でのガイドラインとなります。

特に、景観構成要素として重要な建築物や工作物の形態・素材・色彩等の規制や誘導については、本町のアイデンティティを最大限に活かし、「綾を愛する心」の醸成と地域の課題解決に向け、町民ワークショップの開催等きめ細かくで戦略的なプログラムの実行により検討・作成します。

また、公共事業及び公共施設の建設又は改修における景観づくりにおいて、先導的な役割を果たす公共事業景観形成基準についても作成し、公共事業における景観づくりの指針とします。

### 5. 景観行政団体（綾町）の体制づくり

良好な景観形成の成果をあげるため、自然環境や生態系の保全、地域文化の継承、市街地環境や集落環境の整備、産業観光の活性化や交流の活発化などの景観形成に関する主要施策の推進とともに、景観行政として届出に対する規制・誘導等の基準判定や説明能力を高める必要があります。また、景観づくりの主体となる町民や事業者への啓発・支援に向けた体制づくりも重要です。

このためには、景観行政団体である綾町の景観づくりの体制を強化・確立し、自治公民館活動を通じてアナウンス効果を高め、広報、キャンペーン、シンポジウム、フォーラムなどを可能な限り多く開催し、全町民及び事業者の景観づくりに対する理解を深めます。

### 6. こころの景観づくり

本町は、明日を担う人づくりのために「教育文化のまちづくり」を目標として掲げ、町民一人一人が本町の豊かな自然と文化の中で、ふるさと綾に誇りと夢と希望を抱く地域社会の形成へと向かって歩んでいます。また、これまでの「花いっぱい運動」の成果として「全国花いっぱいコンクール」や「花のまちづくりコンクール」で最優秀賞を受賞しており、町民一体となっていく景観づくりに関して、十分なポテンシャルを持っているまちです。

少子高齢化が今後より一層進む中、前述の体制づくりにおいても学校教育や生涯学習との連携が不可欠であり、良好な景観形成の実現へ向けては、学校や地域・地区において子供たちや保護者、高齢者、「綾きらりびと（生涯学習指導者）」が参加する「ふれあいコミュニティ」活動の活発化など、ふるさと綾の良さを発見・認識するふるさと学習の推進が重要です。また、本町には、先人から受け継がれた山と里の文化に根ざした行事や祭り、信仰、自然物への想いなど、無形の資源が多数あります。綾の景観づくりを推進するためには、これらについても景観資源として捉え、精神的であり目に見えない心の部分を視点とした景観づくりの取り組みも必要です。

## ■策定資料

### 1. 綾町まちづくり景観委員会委員名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	南九州大学環境造園学部教授	北 川 義 男	会 長
2	宮崎大学工学部准教授	吉 武 哲 信	副会長
3	綾町副町長	横 山 文 也	委 員
4	宮崎土木事務所建築主事	戸 高 善 二	委 員
5	綾町自治公民館連絡協議会会長	森 山 喜代香	委 員
6	綾町地域婦人連絡協議会会長 綾町水を守る会副会長	上 水 流 智 生	委 員
7	元綾町役場建設課参事	長 友 正 勝	委 員
8	宮崎農業高校教諭	河 野 耕 三	特別委員
9	グラスアート宮崎	黒 木 国 昭	特別委員
10	綾の自然と文化を守る会	郷 田 美 紀 子	特別委員
11	綾わくわくファーム	濱 田 倫 紀	特別委員
12	酒泉の杜総支配人	山 本 達 雄	特別委員

(敬称略)



## 2. 綾町景観形成計画策定経緯

年 月 日	経 緯	備 考
平成19年 2月20日	景観行政団体として宮崎県からの同意を得る	景観法第7条第1項 ただし書き規定
平成19年 3月 1日	4月1日から景観行政団体となる旨の告示	告示期間1ヶ月 景観法第7条第7項
平成19年 3月27日	綾町照葉の里景観条例制定	
平成19年 4月 1日	景観行政団体としてスタート	
平成19年 4月25日	景観形成計画策定業務委託契約締結	株式会社パスコ
平成19年 5月25日	住民アンケート調査開始	町内20歳以上1000人無 作為抽出(回答407人)
平成19年 7月 9日	第1回まちづくり景観委員会	委員7名委嘱
平成19年 7月23日	庁内ワーキンググループ 第1回グループ討議	メンバー15名
平成19年 7月23日	綾の景観を考える会 第1回意見交換会	メンバー15名
平成19年 8月 1日	第2回まちづくり景観委員会	
平成19年 8月 6日	景観形成計画素案に対する パブリックコメント募集	8月20日まで 募集結果(1件)
平成19年 8月17日	庁内ワーキンググループ 第2回グループ討議	
平成19年 8月20日	綾の景観を考える会 第2回意見交換会	
平成19年 8月22日	第3回まちづくり景観委員会	特別委員5名委嘱 委員会への参加
平成19年 9月 3日	第4回まちづくり景観委員会	最終委員会素案承認
平成19年 9月 3日	パブリックコメント意見公表	
平成19年 9月 7日	綾町都市計画審議会	景観法第9条第2項